



信及び電波に関する件、郵政事業に関する件及び消防に関する件について調査を進めます。

この際、お諮りいたします。  
各件調査のため、本日、参考人として日本放送協会専務理事坂本忠直君の出席を求め、意見を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕  
○古屋委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

引き続き、お諮りいたします。  
各件調査のため、本日、政府参考人として内閣官房内閣審議官向井治紀君、内閣府大臣官房審議官米澤健君、復興庁統括官小糸正樹君、総務省大臣官房総括審議官吉田眞人君、大臣官房地域力創造審議官池田憲治君、行政管理局長山下哲夫君、行政評価局長磯崎建君、自治行政局長山崎重孝君、自治行政局長佐々木浩君、自治財政局長黒田武一郎君、自治税務局長内藤尚志君、国際戦略局長林顯一君、情報流通行政部長巻口英司君、総合通信基盤局長渡辺克也君、政策統括官谷脇康彦君、消防庁長官稲山博司君、次長緒方俊則君、厚生労働省大臣官房審議官椎葉茂樹君、国土交通省土地・建設産業局次長鳩山正仁君及び内閣官房内閣審議官横田眞二君の出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕  
○古屋委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○古屋委員長 質疑の申し出がありますので、順次これを許します。橘慶一郎君。

○橘委員 おはようございます。  
一年半ぶりに総務委員会へ戻ってくるので、順次きました。久しぶりの質問になります。質問の冒頭には万葉集を詠ませていただいているのが通例とさせていただいております。

時雨が降るたびにイチョウもだんだん黄色くなってくる時期でございます。そういう時雨の雨が降るたびにさらに色づいていくという歌を詠ませていただきます。  
万葉集巻八、一千五百九十三番。  
こもりくの泊瀬の山は色づきぬしぐれの雨は降りにけらしも

それでは、きょうもよろしくお願いたしました。す。(拍手)ありがとうございます。

大臣の所信で、全ての大臣が復興大臣である、そして、私も双葉、浪江、川俣にまず行ってまいりましたという大変うれい御挨拶をいただきました。復興庁で勤務させていただいた橋として、大変ありがたい総務省からのエールだったと思っております。大臣、ありがとうございます。

まず、復旧復興のお話から始めるんですけれども、福島県の福島第一原発事故によりまして長期避難を余儀なくされた地域がありました。本年春には、富岡町、浪江町など、避難が解除され、希望される方々の住民の帰還がようやく始まってまいりました。そうなりますと、住民サービスに担う国の行政機関ももの姿に戻す、そして、さらにこの復興を加速化していく必要があるだろう、このように思っております。現状を復興庁にお伺いいたします。

○小糸政府参考人 お答えいたします。  
住民サービスを担う国の出先機関の再開は、避難指示解除区域の復興にとりまして重要であります。昨年来、当時の橋復興副大臣の御指導のもと、各庁等と連携のもとに対応してきております。

具体的な動きでございますが、福島地方事務局富岡出張所につきましては、本年七月に登記申請の受け付け、相談等の一部業務を再開いたしました。今後は、登記申請の動向等を踏まえつつ、できる限り早期に業務を全面再開することを目指しております。  
また、簡易裁判所につきましては、本年八月に

富岡町内の臨時の執務場所、裁判所職員を派遣し、手続案内等の業務を再開したところでございます。  
また、富岡労働基準監督署及びハローワーク富岡につきましては、本年度中の帰還を目指してまいります。

引き続き、関係機関と連携を図り、必要な対策及び支援を講じてまいりたい、このように考えております。

○橘委員 ありがとうございます。どうか復興庁として、また横串を刺していただきながら、ぜひこういつたサービスの充実を図っていただきたいと思っております。  
あわせて、金融機関、いろいろな方々が、皆さん、そこへ支店をまた戻したり、本間に民間の方からも応援いただいている状況にあるかと思っておりますが、その中で、ユニバーサルサービスを担っている郵政事業においてもやはりぜひ頑張っていたきたいな、こういう思いがございます。

郵便局ネットワークの復元の状況につきまして、川俣町の山木屋郵便局など、現状をお伺いいたします。  
○巻口政府参考人 福島第一原発事故の影響により一時閉鎖となっていた郵便局につきましては、これまで八局で営業を再開したところでございまして、このうち、今年度につきましては、川俣町の山木屋郵便局が十一月二十日に再開するなど、四局において営業を再開したところと承知しております。

今後の対応につきましては、日本郵便において、避難指示の解除の状況及び地域住民の帰還状況等を確認し、関係自治体と調整の上、郵便局の再開について検討しているところと聞いております。

総務省としましては、郵政事業のユニバーサルサービスが提供されますよう、地域の生活インフラである郵便局の再開が進んでいくことを期待しております。  
○橘委員 ぜひ、事態の展開に伴って、また、そ

れを後押しするようにまた御検討いただきたい、このように思うわけであります。  
総務省におかれては、復興特別交付税の関係、あるいは選挙の関係、住民票の特例の関係、さまざまな形で復興を応援いただいていると思っております。また、各委員の皆様方にも、さまざまな特例法案の成立、議員立法もございました。こういった中で、これからは、双葉郡の選挙区の特例の問題であったり、あるいは二重ローン機構の延長の問題であったり、さまざまなことをまたお諮りしていかなきやいけないことがあるかと思っております。ぜひまたいろいろと御議論いただいで、またいい形に復興が進むように御協力を賜れば大変うれしいと思っております。

そこで、被災自治体への応援職員の確保ということについても、随分総務省の方で旗を振っていただいでいることであります。これで六年目、七年目と進んでおられますけれども、もうあとしばらくぜひお願いしたいというのが被災地の皆さんの思いであります。そしてまた、熊本、九州と、また新たなニーズも出てきているわけでありまして、ぜひこのあたりの状況、そしてまた今後に向けての総務省の御対応、ここはぜひ野田大臣の方からお願いたします。

○野田国務大臣 お答え申し上げます。  
今お話がございましたように、東日本大震災、そして熊本地震及び九州北部豪雨の被災市町村においては、復旧復興を進めるための人材確保は喫緊の課題であります。全国の地方公共団体からの応援職員の派遣が必要な状況になっているところであります。

このため、九月二十九日に私の方から、全国の都道府県知事及び市区町村長に対してお手紙を送りました。応援職員の派遣について格別の協力をお願いしたわけであります。

現在、平成三十年度における被災市町村からの応援職員の派遣要請を総務省において取りまとめているところでございまして、東日本大震災関係で約千名、熊本地震関係で約四百四十名、そして九

州北部豪雨関係で約六十名、合計約千二百名の派遣が必要となる見込みとなりました。

総務省では、これらの派遣要請について、年内に全国の地方公共団体に対し協力を依頼することとしております。

さらに、総務省で開催した研究会の報告においては、全ての地方公共団体の人的資源をフルに活用するための全国一元的な仕組みである被災市区町村応援職員確保システムを整備、導入することが提言されたところです。

この仕組みの運用に向けて、現在、地方三団体及び指定都市市長会などと年度内の取りまとめを目指して、現在協議を進めています。

引き続き、被災市町村からの要望をお伺いしつつ、地方三団体などと連携し、全国の地方公共団体に対し、応援職員の派遣について働きかけを行うなど、しっかりと対応してまいりたいと思っております。

○橋委員 どうもありがとうございます。

どうも毎年のように、あつと驚くような災害が起るような状況にあり、やはり助け合いということが大変大事になっております。これまでの経験を教訓として、今お話しした提言等について、また実現方、省の方でぜひ頑張っていたいただきたいと思っております。

それでは、総務省は、自治関係、そしてまた行政、評価関係、テレコム関係、統計関係、さまざまな分野があるわけでありまして、今回、さきよりは、そういったところから、やや、ばたばたとした、さくさくとした質問になるかもしれないませんが、私なりに問題意識を持ってこの七八年眺めてきたことを含めて、順次お伺いいたします。時間のある限り、よろしくお伺いしたいと思います。

まず、地方税財政からお伺いを始めさせていただきます。

委員の皆様方にも資料をお配りしております。臨時財政対策債、いわゆる地方交付税で、本来ならば現金で各地方団体にお渡ししなきゃいけない

ものが、どうしても財源不足ということで起債に頼っている部分がありまして、これが、皆さんにお配りした資料でいうと黄色く塗っているところですが、だんだんだんだんその額がふえてきております。

気がついたら五十兆を超えて、二十八年度は五十一兆八千億まで膨らんできているわけでありまして。これを何とかしてストップさせたい、そして減らしていきたい。地方全体では、緑の部分がいわゆる建設投資等に基づく本来しなければならぬ起債、これはしっかりと減らしてきているわけでありまして、黄色い部分の負担が重くなつてきております。これが二十九年度はどうなるのか、黒田局長にお伺いいたします。

○黒田政府参考人 お答えいたします。御指摘いただきましたように、近年の地方財政におきましては、巨額の財源不足は継続して生じておりますので、その一部を臨時財政対策債により対処せざるを得ない状況になっております。

平成二十九年度の新規発行見込み額四兆兆円が発行されることを前提といたしまして、平成二十九年度末における臨時財政対策債の発行残高は五十三兆円程度になると見込んでおります。

○橋委員 今では、財源不足の部分と、既存の発行した臨時財政対策債の償還のための借りかえみたいなことも含めて、発行額が膨らむという傾向もあるわけでありまして。

実は、消費税を一〇％に引き上げる際に、これは、いわゆる三党合意というところから来るわけですが、それでも、地方消費税の方も率が上がるといふことで、多分一〇％のところまで持っていくと大分改善されるのかなという状況ではあったんですが、ただ、ここへ来てまして、やはり、一〇％引き上げの際の使途を要するという話も出てきたわけでありまして。そうなりますと、もう一度、国、地方の財源の関係のフレームが、見直さなきゃいけないということになるだろう、このように思っております。

その際、また、これから議論はしなければなら

ないんですけれども、地方の歳入歳出にどういう影響が出てくるんだろうか。そしてまた、そういったことも含めて、地方の財源確保ということには引き続き望まれることだろうと思っておりますが、この辺をどのように取り組んでいくのか、総務省の取り組み方針をお伺いいたします。

○小倉大臣政務官 お答えいたします。消費税率引き上げに伴う増収分の使途を見直し、幼児教育や高等教育の無償化などの人づくり革命を推進するための経済政策パッケージについては、現在、取りまとめに向けた議論が行われているところでありまして。そのため、委員御指摘のように、使途変更による地方への具体的な影響について、今のところお答えをすることは困難でございます。

現在の社会保障と税の一体改革のスキームは、国と地方の役割分担に応じた税収の配分も含め、国と地方が十分に協議をして決めたものであります。

したがって、このスキームの変更に関しましては、地方の理解を得ながら制度設計を進めることが重要と考えております。

○橋委員 ありがとうございます。ぜひ、この黄色い部分が年々ふえていかなくなるような事態になるように、私個人としても努力していきたい、このように思います。

続いて、行政、評価の分野について、何問かお伺いしたいと思います。

皆さんの方に、きょうは一枚ですが、もう一枚資料をおつけしております。行政手続のオンライン化ということを、総務省でも旗を振っていただきたながら、逐次進めてきているわけでありまして、「輸出入・港湾」これは税関の部分ですが、このように非常に高い率になっているものもあります。法務省の登記関係、そして今、国税、ここには載せておりませんが、地方税もeLTAXとい

うことで随分取り組んでいただいで、これも五割を超えるという率になってきております。だんだんそういうことが自然に行われる状況になっております。ただ、「社会保険・労働保険」については、スタートが非常に遅かったということもあって、まだなかなか進んでいない状況にあるわけでありまして。

この社会保険、労働保険のオンラインのシステムについては、総務省で所管されているe-IGOVというシステム、そこからオンライン化をしていくということを進んできたわけでありまして。

そこで、今日的には多分、これは二十七年の資料なので、今は一〇％以上には伸びていると思うんですけども、これをどういうふうには伸ばしていくのか、これまでの取り組み、また、これからのお考えについて、総務省のお考えをお伺いいたします。

○山下政府参考人 お答えいたします。オンライン申請の場合も申請事項はオンライン上に入力する必要があるわけですが、必ずしも、社会・労働保険分野では、従業者の人数分のデータを入力する必要がある手続も多いたるところでございます。

そこで、企業が保有している給与等のデータ、これを自動的に申請書に転記できるようにすることが有効でございます。当時の橋政務官の御指導もいただきました。政府のオンライン申請の窓口サイトであるe-IGOVでは、そのための仕様であるAPIを平成二十七年四月に公開したところでございます。

二十七年四月スタートですので、まだデータが出ておりませんが、現在、これを利用した申請がふえつつあると見込んでいます。今後さらに、関係機関と協力しながら、オンライン申請の利便性向上に努めてまいりたいと考えております。

○橋委員 民間企業では大変この分野について前進を期待されているところでもありますし、そして、こういった申請の仲立ちをされる社会保険

労働士会、そういったところの御意見も非常に大事かと思えます。税の方も税理士会の皆さんといろいろ打ち合わせをされて制度の改善に努めておられると聞いておりますし、ぜひ、そういった打ち合わせも含めて、進めていただいで、やっばり、早く、オンライン申請の方が普通だねと言われるような状態にしたいと引き続きの努力を求めます。

そして、マイナンバーカードについても、逐次、今普及が図られているところでありまして。これにつきまして、きょう現在といえますか、直近の申請あるいは交付枚数がどうなっているかというところをお伺いしておきたいと思えます。

あわせて、マイナンバー制度を使えば、今まで紙で提出しなきゃいけなかったもの、そういったものについても、そういう提出を簡素化できるのか、行政の仕事もより効率化できる、このように思っております。担当されている小林政務官の方からお答えをお願いいたします。

○小林大臣政務官 日ごろからマイナンバーカードの政策についても応援をいただきまして、まことにありがとうございます。

現在、マイナンバーカードにつきましては、交付開始から二年が経過をいたしました。十二月三日時点で約千五百二十二万枚の申請がなされておりまして、交付枚数は約千三百一十萬枚ということになり、国民の人口一割以上の方に現在所持をいただいております。

さらに、マイナンバーカード普及に向けては、国民の皆様が自然に持ちたいと思えるような利便性自体を高めていくことに取り組んでまいりたいと思っております。

引き続き、マイナンバー制度を利用した行政手続の簡素化については、本年十一月十三日から、情報連携の本格運用を開始いたしました。児童手当や介護保険等八百五十三の手続において、今まで必要だった住民票の写しや課税証明書等の書類を省略できるようになっております。

また、マイナンバーカードにおいても、十月七日か

ら子育て関係手続の電子申請を可能とさせていただきますが、今回の情報連携の本格運用により書類の添付を省略することが可能となっております。

先ほどの社会保険分野の電子化も含め、あと税も、いつも橋委員、大変細かく、国民のために御指導いただいていると思っております。それはやっぱり、国民に働き方改革を求めているのであれば、やはり政府自体も効率化を図って、国民の利便性を高めることが重要だ、そういう理念で御指導いただいていると思っておりますので、引き続き効率化に向けて頑張ってまいりたいと思えます。

○橋委員 申請千五百万件を超えて、千三百万枚を超えてきたと。でも、もう一頑張りしていただいて、予算上は、もう三千万枚までのカードをつくる予算はセットされておりますので、まずそういった目標に向けて、ぜひ引き続き、さまざまな形で、マイナンバーカードはいろいろな使い方ができるよと。そして、JRさんのああいいうSuicaとかIC/OCAのように、皆さんが自然に持つていただけるようなこと、もちろん個人情報保護ということも大事でありますけれども、そういったことを兼ね合わせながら進めていただきたいと思えます。来年にはいよいよ健康保険の方に

ついてもまた情報連携もされていくということになってくるんだと思っておりますので、ぜひ引き続き取り組んでいただきたいと思えます。

次に、行政評価局でございますが、行政執行の監視、報告機能ということ、非常に大事な役割を果たしていらっしゃると思えます。国の行政が多岐にわたる、またいろいろな行政ニーズがある中で、やはり違った目で行政のあり方を見直していくということ、これは非常に大事なことであろうと思えます。

行政評価局長に、当面どのような方面について調査を進めていくのか、お伺いをしたいと思います。

○讚岐政府参考人 お答えいたします。

行政評価局では、各府省における政策効果や業務運営上の課題を定量的に把握、分析し、行政の適正性の確保等を図るため、行政評価等プログラムに基づき、現在、十四本の行政評価局調査を実施しているところであります。

一例を挙げますと、高度外国人材の受け入れに関する政策評価といたしまして、インベシジョンや生産性向上に資する観点から、高度外国人材の受け入れに関して、入国管理制度上の対応や企業における就労環境の現状などを調査しております。

また、地籍整備の推進に関する政策評価といたしまして、昭和二十六年以降、地籍調査の計画的な取り組みの推進が図られてきたとされながら、地域によっては著しく進捗がおくれが見られ、迅速な災害復旧上のリスクともなり得ることから、現状を把握し、推進を図るために調査しております。

そのほか、少子高齢化や人口減少等に伴い空き家が増加している状況に対しまして、空き家対策特措法に基づく市町村の対応状況を調査する空き家対策調査、保育施設における安全対策の取り組み状況について調査する子育て支援に関する行政評価・監視などを行っております。

今後とも、内閣の重要政策等の動向や地域の課題に関する情報を幅広く収集し、我が国が直面する課題解決に資する調査や、国民、社会のニーズを踏まえた調査に取り組んでまいります。

○橋委員 今挙げられていたところでも、高度外国人材の受け入れ、あるいは地籍調査なども、大変、ぜひそういったことを進めてほしいという声があちこちからあつて取り組んでいらつしやるわけですが、また一面、空き家対策もそうです。いろいろな難しい面もあつたり、国土交通省でな検討をされ、努力をされているところでありませう。

しかし、そういったことは、ちょっと第三者的な目でどうやって光を当てていただいで、またそ

こに改善点を見出ししていくことは非常に大事なことだと思えます。ぜひこういったことを地道に進めていただいで、またいい提案をしていただきたいと。せんだつても小型家電のリサイクルについての調査も進められたということ、聞いております。そういったことも含めて、ぜひ引き続き息長く進めていただきたい、このように思っております。

最後に、テレコム関係についてお伺いをいたします。何とか五分あるので二問いけるかなと思えます。

社会全体のICT化、このICTというものを社会全体さまざまなシーンに及ぼしていくということはテレコム部局の大変大事な役割であり、またこれも横串機能でもあるかと思えます。そのため電波や通信のまた5Gとかいろいろの改革、技術革新であると思っております。

一つお伺いしておきたいのは、医療・介護分野のICT化の進展のためには、どうしても電子カルテのネットワークというものを地域に張つていかなければなりません。

個人の診療所、これはお医者さんはみんな、新しいお医者さんはほとんど電子カルテをお持ちになるわけですが、一番大変なのは地域のかねになるような公立病院、特に二百床とか百床とか小規模な公立病院において、なかなか電子カルテというものは費用対効果で合わないという部分で悩んでおられるのだろうと思えます。

これは自治部局になるんですが、ぜひ応援いただきたいと思うわけでありまして、取り組みの状況をお伺いいたします。

○黒田政府参考人 お答えをいたします。公立病院の電子カルテの導入状況でございますが、平成二十八年度末で、全八百六十八病院中、八割弱の六百五十八病院が導入済みでございます。その内訳を見ますと、三百床以上の病院では九割以上が導入済みである一方、百床未満の小規

模範病院では約五割にとどまっております。

総務省といたしましては、この電子カルテを含む医療機器の整備のために活用できる病院事業債につぎまして、その元利償還金の二分の一についてを一般会計からの繰り出し対象とし、その二分の一、すなわち全体の二五%につぎまして地方交付税措置を講じております。

特に、再編・ネットワーク化を行う場合につきましては、さらに手厚い措置を講じまして促進をしております。

こういう財政措置も活用いただくことによりまして、電子カルテの導入支援を積極的に進めてまいりたいと考えております。

○橋委員 自治財政局長、ありがとうございます。小規模なところはまだ五割というところがこれからやはり問題になってくるかと思えます。クラウド化とかあるいは様式の統一化とか、いろいろな面でまた知恵も出していただいで、応援もいただいで、ぜひこういういったものが、ネットワークがきちつと全国的に展開できるように、引き続きよろしくお願いしたいと思います。

最後の質問になります。4K、8Kテレビの普及ということについては、順次進んでまいりまして、どうやらいよいよ8Kテレビも小売で売られるようなものも出てきたようでもあります。8Kテレビについては、NHKさんも、さきのリオのオリンピック等のときに、各地方放送局にも置いていただいで、国民の皆様にもいろいろものが8Kテレビだよということもいろいろ紹介、普及していただいでいるということも聞いております。

何やら総務省の方でもせんだつてキックオフイベントもあつたようでもありますし、ぜひ8K、そろそろ、みんな、こういうことになるんだというのを大いにPRいただき、また普及ということも大事じゃないかと思うんですが、現状、取り組みの状況について最後に伺いまして、質問を終わりたいと思ひます。

○小林大臣政務官 4K対応テレビにつぎましては、累計出荷台数が現状の統計では本年十月末時点で累計約三百二十八万台、十月について見ると、テレビ出荷台数全体の三九・九%を占める状況になっております。また、8K対応テレビは、本年十二月一日に一般消費者向けに販売もスタートされたところで。

来年十二月一日に始まる4K、8K衛星放送の普及に向けては、受信機の普及など受信環境の整備、そして4K、8Kならではの魅力あるコンテンツ、この両輪が重要だというふうに認識をしておりますが、さらに、やはり橋委員御指摘のように、周知、広報というのも大変重要だと思つておりまして、4K、8K放送推進連絡協議会において、広報計画のアクションプランを取りまとめたところでございます。

また、その具体的な取り組みの一環として、先週の十二月一日には新4K、8K衛星放送開始一年前セレモニーを開催いたしまして、サービス名称やロゴの発表、そして推進キャラクターとして野田総務大臣から深田恭子さんを任命するなどして、メディアを通じて周知、広報を図つております。

総務省としては、今後も、関係団体、事業者と連携をして、二〇二〇年の東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けて、多くの方に楽しんでいただけるよう、努力を進めてまいりたいと思ひます。

○橋委員 ありがとうございます。一つ一つの仕事が前へ進んでいるというところ、しかしまたそこには課題もあるわけですから、ぜひさらに前へ進めていただきたい、そのことをまた質疑の中で後押しをしていくことをお誓いして、私の質問を終わらせていただきます。

○古屋委員長 次に、佐藤明男君。○佐藤(明)委員 佐藤明男でございます。さきの総選挙におきまして、自由民主党から出

馬をいたしました。当選をさせていただきました。本日が初めての質問であります。質問の機会を与えていただきました諸先輩方に感謝を申し上げます。ただいまの橋先生の質問を聞きながら、大変緊張が過ぎてまいりました。

本日、大臣の所信質疑の質問に当たりまして、若干過去の総務委員会での審議模様を確認させていただきました。さすがに議論の府、特に総務委員会で、すごいなという感覚を覚えております。その一員になれたことを大変光栄に思つております。

私の質問は、地方をいかに元気にしていくかという観点で質問をさせていただきたいと思ひます。初めに、地方消費税の清算基準の見直しについてお尋ねをさせていただきます。

地方分権の推進、地域福祉の充実などのため、地方消費税が平成九年から導入されました。地方消費税は、その負担を最終消費者に求めるものであることから、その税収は最終消費地の都道府県の収入となるべきもので、そのため、統計データを用いて都道府県間の消費の額に応じて清算を行うという制度、清算基準があるものと承知しております。

しかしながら、私の地元栃木県などでも、休日などには、東京近郊ということもありまして、都内に買い物に行つたりする方が大変多うございまして、そこで買物したものが、実際に消費するのは栃木県内であることは疑いもありません。しかし、統計データでは、百貨店のある東京に計上されまして、税収も入つてしまふ。本来は、栃木県で消費をされたものでありますから、税収が入るべきは栃木県であるべきです。

このようないわゆる持ち帰り消費、さらに、最近、通信販売なども大変盛んでありますので、このような課題について適切に対応すべきと考えます。平成二十九年の与党の税制大綱において、清算基準については、平成三十年税制改正に向けて、

地方消費税の税収を最終消費地により適切に帰属させるため、抜本的な方を検討し、結論を得るということになっております。

現在、総務省において検討が進められているものと考えておりますが、大切なことは、あくまでも税収の帰属をより適切にするということであるかと思ひます。

今まさに税制調査会において議論が山場を迎えているわけですが、地方消費税の清算基準の見直しにつぎまして、総務大臣の御所見をお聞かせいただければありがたいと思ひます。

○野田国務大臣 お答えいたします。ほぼ、佐藤委員がおっしゃったことと重複することもありますが、地方消費税の清算基準の見直しは、地方消費税の税収を最終消費地により適切に帰属させる観点から検討をしております。そうした観点から検討を行つていただいできた検討会において、せんだつて報告書が取りまとめられたところで。

その報告書の中では、まず、統計データの利用方法の見直し、持ち帰り消費など、今お話がございましたけれども、統計の計上地と最終消費地にずれがあるものなどを除外し、これを踏まえて統計カバー率を再設定し、制度創設時に比べ、二十年前になるわけですが、サービス統計の調査対象が大きく拡大したこと等を踏まえて、統計のカバー外の代替指標については、従業員数を用いず、人口を基本とすべきとされております。

今後、この報告書を踏まえ、今お話がございましたように、与党税制調査会における税制改正プロジェクトの中で、さらに議論、検討を行つていただいで、平成三十年度税制改正において結論を得てまいりたいと考えているところで。

○佐藤(明)委員 ありがとうございます。さきの国会審議においては、格差是正のための見直しだというふうな議論もあつたようではありますが、ただいまの大臣の明確な答弁をいただいで、よくわかりました。次に、ローカル一千万プロジェクトについてお伺